

平成29年第2回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

平成29年5月11日(木)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 2号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 承認第 3号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 5 承認第 4号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 6 議案第25号 松岡小学校南校舎棟大規模改修工事の請負契約締結について
- 第 7 議案第26号 松岡中体育館部室・トイレ等改修工事の請負契約締結について
- 第 8 議案第27号 B&G海洋センター耐震補強工事の請負契約締結について
- 第 9 議案第28号 福井県市町総合事務組合の規約の変更について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 酒井要君

6番	江 守	勲 君
7番	小 畑	博 君
8番	上 田	誠 君
9番	金 元	直 栄 君
10番	樂 間	薫 君
11番	川 崎	直 文 君
12番	伊 藤	博 夫 君
13番	奥 野	正 司 君
14番	中 村	勘太郎 君
15番	川 治	孝 行 君
16番	長 岡	千恵子 君
17番	多 田	憲 治 君
18番	齋 藤	則 男 君

#### 4 欠席議員（0名）

#### 5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	平 野 信 二 君
教 育	長	宮 崎 義 幸 君
消 防	長	朝 日 光 彦 君
総 務 課	長	小 林 良 一 君
財 政 課	長	山 口 真 君
総 合 政 策 課	長	平 林 竜 一 君
会 計 課	長	酒 井 宏 明 君
税 務 課	長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課	長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課	長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課	長	清 水 和 仁 君
建 設 課	長	多 田 和 憲 君

上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
永 平 寺 支 所 長	坂 下 和 夫 君
上 志 比 支 所 長	酒 井 健 司 君
学 校 教 育 課 長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課 長	山 田 孝 明 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
書	記



て、一言ご挨拶申し上げます。

町なかでは、心地よい日差しを受け、風薫る爽やかな新緑の季節を迎えました。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。

5月町議会臨時会のご案内を申し上げましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

熊本県において震度7の激震が発生した平成28年熊本地震から4月14日で1年がたちました。被災地は再建に向けて着実に歩み始めていますが、今なお4万人以上の避難者が仮設住宅などで暮らしております。倒壊家屋やライフラインなど、今後の被災地の一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

町も災害に強いまちづくりに向け、デジタル化へ整備移行した防災行政無線、3月には「無事」の旗を全戸配布し、地域を守る消防団、自主防災組織連絡協議会等と連携強化を図るとともに、各種団体等と地域防災・防犯講座を定期的開催し、町民の皆様の安全確保や防災意識の向上に今後も取り組んでまいります。

去る4月23日には、永平寺町えちぜん鉄道サポート会が設立してから15年という節目を迎え、記念総会が開催されました。乗って残そうという強い意思を改めてかみしめ、次の10年、15年に向け、町民の皆様が積極的に利用しながら互いに支え、喜びを分かち合えるように今後とも連携を図り、豊かで活力ある社会を築くため、引き続き大きな役割を期待しております。

そして、地方は人口減少の時代を迎え、交流・定住人口をふやす施策が求められています。そのためには、地域で元気に活動する方への支援や住みよい安全なまちづくりへの取り組みなど、町民と町政が一緒になって進めることが重要であります。職員とともにスピードと情熱を持って施策に取り組み、町民の声に反応し、一体感を持ち事業を進めてまいりますので、議員皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

さて、ことしの夏前までには、中部縦貫自動車道永平寺大野道路が開通するほか、8月には福井しあわせ元気国体のプレ大会の開催、翌年には本大会、平成32年には東京オリンピック開催が予定されております。

昨年より県は、「禅（ZEN）」を統一ブランドとして設定し、洗練された日本文化の強みを世界に発信する取り組みを進めております。町では、永平寺町ブランド戦略推進委員会におきまして、「SHOJIN 気づきに出会う禅のまち」というコンセプトのもとブランドポスターを作成しました。「SHOJIN」の文字は永平寺町ブランド認定マークとしても採用し、永平寺町ならではの町産品

などの情報発信に役立て、知名度の向上や観光振興、地域振興につなげていきます。

また、3月29日にはえい坊館のオープン、4月11日にはアユ中間育成施設が完成し、道の駅「禅の里」も来場者50万人を達成し、今後のさらなる誘客が期待されます。さらに、永平寺参ろードを利用した自動走行実証実験に向けた実施設計も本格的に始まり、これからはしっかりと先を見据え、点ではなく線としてそれぞれの価値や周辺地域の振興を高めていく必要があります。各課の連携をさらに深め、しっかりと準備をして、より効果があらわれるように取り組んでまいります。

それでは、今回ご提案いたします議案等につきまして申し上げます。

まず、平成28年度一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、財政調整基金積立金の増額のほか、除雪経費等の精算による減が主なものとなっております。歳入の補正もあわせて行っております。また、個人番号カード交付に係る一部経費が国庫補助対象となったことや、介護給付国庫負担金の上限超過分及び福井国体で使用される松岡総合運動公園グラウンド改修に伴う実施設計業務に対する県補助金が確定したことなどについても財源更正を行っております。

永平寺町税条例及び永平寺町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

永平寺町税条例は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴うものであり、個人住民税配当所得等の課税選択、保育所、市民緑地に係る固定資産税の見直し、災害に関する固定資産税の軽減措置、軽自動車税のグリーン化特例の延長などによるものです。

国民健康保険税条例については、軽減判定を見直し、低所得者の保険税負担の軽減を図るため、改正を行うものです。

補正予算につきましては3月30日付、税条例及び国民健康保険税条例につきましては31日付で専決により処分いたしましたので、地方自治法の規定によりご承認をお願いするものであります。

次に、松岡小学校南校舎棟大規模改修工事及び松岡中学校体育館部室・トイレ等改修工事並びにB&G海洋センター耐震補強工事の請負契約につきましては、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、臨時会に提案いたします議案等について、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、

妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。  
よろしく申し上げます。

～日程第3 承認第2号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（齋藤則男君） 日程第3、承認第2号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第2号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳出におきまして、財政調整基金へ1億6,000万円を積み立てるほか、除雪経費の1,100万円を減額するなど、補正予算の総額は1億4,900万円となった次第であります。

歳入におきましては、地方交付税の額の確定により2億9,000万円を増額したほか、前年度繰越金等を予算化した一方で基金繰入金及び臨時財政対策債を減額しております。

なお、この補正予算は平成29年3月30日に専決させていただいたものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） おはようございます。

それでは、承認第2号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成29年3月30日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,900万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億4,524

万4,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございませう。

第2条地方債補正については、7ページの第2表、地方債補正によるところでございませう。

初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

12ページをお願いします。

款2総務費、目4財産管理費、基金積立金1億6,000万円につきましては、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、前年度剰余金の2分の1を下回らない額を財政調整基金に積み立てを行うものでございませう。

下段の款8土木費、目2道路橋梁維持費、除雪委託料1,100万円の減額は、道路除雪の出動回数が見込みより少なかったため、実績に応じて委託料の減額を行うものでございませう。

そのほかの項目につきましては、特定財源の増減に伴う財源組み替えを行うものでございませう。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

戻りまして、10ページをお願いします。

款9地方交付税、普通交付税1億8,900万円及び特別交付税1億100万円は、それぞれ平成28年度の交付額が確定いたしましたので予算化するものでございませう。

次に、款13国庫支出金、個人番号カード交付事務費補助金50万円は、個人番号カード交付事務に係る人件費等が国の補助対象となったことから予算化するものでございませう。

款14県支出金、目2民生費県補助金、訪問系サービス支援事業補助金782万2,000円は、介護給付費国庫負担金の上限超過分の一部に係る県補助金として予算化するものでございませう。

同じく目9教育費県補助金、福井しあわせ元気国体市町競技施設整備費補助金54万8,000円は、平成30年度に開催する福井しあわせ元気国体成年女子ソフトボール競技会場となる松岡総合運動公園グラウンドの表土補充及び整地を行う工事の実施設計業務に対する補助金を予算化するものでございませう。

款17繰入金、すこやか子育て支援基金繰入金20万8,000円及びまちづ

くり基金繰入金 1, 374万2, 000円の減額は、基金再編に伴う使用目的の見直しにより繰り入れを見送ったものでございます。

款18繰越金、前年度繰越金7, 235万円は、平成27年度の実質収支額3億1, 859万8, 000円のうち、3月補正までの財源として使用しなかった分を予算化するものでございます。

11ページをお願いします。

款20町債、臨時財政対策債2億827万円の減額は、決算見込みを集計した結果、他の財源により収支が賄える見込みとなりましたので、一部減額を予算化するものでございます。

以上、承認第2号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第2号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第4 承認第3号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第4、承認第3号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第3号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴い、平成29年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

主な改正内容は、個人住民税の配当所得等の課税の選択、保育所、市民緑地に係る固定資産税の見直し、災害に関する固定資産税の軽減措置、軽自動車税のグリーン化特例の延長などです。

以上、提案の理由とさせていただきます。詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） それでは、承認第3号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月27日に成立し、3月31日に公布されたことに伴い、永平寺町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご承認をお願いするものでございます。

主な改正点でございますが、まず町県民税関係でございますが、株式等の配当所得や譲渡所得等の課税につきましては、納税者自身が国税、地方税、各種料金について総合的に勘案して、総合課税、分離課税、未申告のいずれかを選択することができますが、今回の改正によりまして、所得税の確定申告を提出した後に確定申告とは別の申告区分で個人住民税の申告書が提出された場合は、当該個人住民税の申告に基づいて町県民税を課すというもので、納税者に有利となる改正となっております。

関係条文につきましては、第33条、第34条の9、そのほかでございます。

次に、固定資産税関係でございますが、保育の受け皿を整備するという目的で平成28年度から企業主導型保育事業が開始されましたが、当該事業の用に供する固定資産の課税標準を、最初の5年間、2分の1に軽減する措置が講じられたものでございます。

あわせて、家庭的保育事業や事業所内保育事業の用に供する固定資産税の課税標準について、地域の実情に応じて軽減するわがまち特例が導入され、2分

の1に軽減する改正を行いました。また、民間が設置管理する市民緑地の用に供する固定資産の課税標準についても同様の措置が講じられ、3分の1に軽減することとしました。

関係条文につきましては、第61条の2、附則第10条の2でございます。

同じく固定資産税関係でございますが、居住用高層建築物いわゆるタワーマンションに対する課税につきましては、これまで低層階、高層階の別がなく、同一形状の部屋に対する固定資産税は同額でございましたが、実際の取引の実情を踏まえまして、高層階は増税に、低層階は減税になるような地方税の改正が行われましたが、町長に対しまして、区分所有者全員の申し出があれば、当該申し出による案分も可能であるという条例の改正を行ったものでございます。

関係条文は、第63条の2でございます。

同じく固定資産税関係でございますが、災害等により家屋が滅失した土地に対します固定資産税の住宅用地の軽減は、従来、2カ年度軽減が受けられましたが、当該宅地が被災市街地復興推進地域に指定された場合は、2カ年が4カ年に延びるような改正が行われたものでございます。

関係条文は第63条の3、第74条の2でございます。

最後に、軽自動車税関係でございますが、一定の環境性能を有する車両に対して導入されておりましたグリーン化特例が2年間延長され、また軽減の基準の見直しが行われたものでございます。

関係条文は、附則第16条ほかでございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 地方税法の改定によりということで、町条例の改正概要が示されていますが、ここに書いてある限りでは、我々にとってそんなに悪くないのではないかなと思うんですが、全体の狙いとしてどこにあるんかというのはもっと示されることはないんですかね。要するに、我々に直接関係あるところだけになっているんですが、そういうところはないんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） ただいまご説明申し上げましたのは、条例改正全体についてご説明申し上げました。具体的に直接永平寺町民の方に関係するところといえますと、まず町県民税関係の配当所得の選択が関係するかなど。あと、タワーマンションとか企業主導型保育事業、災害等についてはちょっと直接関係がないかなと思うところがございます。また、グリーン化特例についても永平寺町民の方が恩恵にあずかれる改正でないのかなと考えております。

それぞれの改正の目的でございますが、個々の条文によって違いまして、例えばタワーマンションの場合については、実際の売買の実例と固定資産税が乖離しているのを直そうというような働きがあるものと思われまして、また企業主導型保育事業に対する軽減措置は、やはり待機児童の解消というような保育の受け皿を整備するというような目的があろうかと考えているところがございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第3号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 承認第4号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第5、承認第4号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第4号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、平成29年3月31日に専決処分いたしま

したので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

主な改正内容は、軽減判定所得を見直し、低所得層の税負担の軽減を図るものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） それでは、承認第4号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

議案書の24ページをお願いいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご承認をお願いするものでございます。

主な改正内容でございますが、保険税の負担能力が特に低い納税者を救済するために、世帯の所得が一定の基準を下回る場合には均等割や平等割のいわゆる応益割を軽減しておるところでございますが、今回の改正で判定所得の額を引き上げることにより軽減の幅を広げるものでございます。5割軽減の所得判定額を5,000円引き上げ「26万5千円」から「27万円」に、2割軽減の判定所得を1万円引き上げ「48万円」から「49万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

関係条文は第21条でございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） これも現実的に軽減世帯の所得の下限を引き上げるということですからそれはそれでいいことなんですが、ここの改定には何か一つの狙いがあるんじゃないかと私は聞いてるんですね。例えば県一本化へこれから進めていく中で、その徴収の権限の問題等で何か触れた改定は国のほうではなかったのか。

ここで、町の条文改定には触れてないんですが、それらを合わせてどうなるん

かということも含めて、徴収の権限の問題で言うと、国保については国保税とは言われていますが、法律では国保料と。本当は強制的に徴収するのがいかにかという制度として成り立ってきたんですが、自治体としてはそれでは徴収の権限の問題が生じるということで税というようにつけているように思います。

ただ、そういう中で県一本化の方向に行くと、徴収の問題で、自治体に任せるということなんですが、例えば現実的には今、国保税の滞納の問題等では資格証明書の発行とか短期証の発行とかいろいろあります。それらにかかわる、いわゆる県一本化という中で後期高齢者のその制度の、いわゆる料金の徴収のところでは県一本化で資格証明書の発行というのとはなくなりましたけれども、そういうようなことを含めた改定というのとはなかったのか。そこもちょっと聞きたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 今回の軽減措置、平成28年度にも軽減されておられて、連続して軽減するというようなことで、その目的については、やはり負担能力の少ない方を救済するという、どうしてもそういう方についてはいろいろと保険を使われたり、また料金の未納、税の滞納につながりやすい傾向にあるというようなことからという部分もあるのではないかなと推測されております。

今後、徴収について、県の一本化の話からは何もその資格証の話とかというようなものについては税務のほうには入ってきておりません。ただ、永平寺町税務課の考えといたしましては、国民健康保険法の趣旨等を鑑みまして、短期被保険者証とか、あるいは資格証は全く出しておりませんし、短期被保険者証につきましても半年の短期被保険者証を必ず送付するようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今回のこの国民健康保険税、本町の条例ではなかなかそういうようなところが見えないのかなと思うんですが、そういう住民の暮らしにやっぱり直接関係のある、特に国民健康保険税については、国の会計へのその補填の問題なんかも含めて、負担の問題も含めて、国がどんどん削ってきた傾向もあって、どんどん国民健康保険税として——料ですけれども——額がふえてきたと。それによって今、全国で六百数十万人が滞納してると言われていますので、そういう意味ではそういう傾向とか県の、もしそういう改定、県の権限に属する問題で

も我々にやっぱりきちっと示していただくようにこれからもして行ってほしいとも思っていますので、その辺はいかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） まず、国民健康保険税条例、たびたび引き上げが行われるわけですが、税務当局としては、引き上げるたびにいろいろと苦情を賜っているところで、なるべく引き上げいただきたくないという思いはございます。その中で、先ほども申しましたとおり、短期被保険者証というのはいわゆる命を人質にとるようなやり方ですので、永平寺町としては積極的に取り組まない方向で行っているところですが、税を滞納して財産を形成しているような方につきましては、やはり形成した財産を差し押さえして税に充当するという方針で臨んでいるところがございます。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 今ほど県の一本統一化ということでお話ございました。先月29日ですか、今後の県一本化に向けた運営方針の策定に向けまして第1回の県国保運営協議会が開催されました。その中で、今後のあり方等につきまして秋ごろをめどに審議しながら方向性を出すということで、現時点におきましては、まだ始まったばかりということでお示しする内容はございませんが、何らかの形で決定等がございましたら、またその都度、議会のほうにも報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第4号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 議案第25号 松岡小学校南校舎棟大規模改修工事の請負契約締結について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第6、議案第25号、松岡小学校南校舎棟大規模改修工事の請負契約締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第25号、松岡小学校南校舎棟大規模改修工事の請負契約締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本入札は、去る4月25日に執行され、契約相手方と請負契約締結するに当たり、予定価格が5,000万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） それでは、議案第25号、松岡小学校南校舎棟大規模改修工事の請負契約締結についての補足説明をさせていただきます。

議案書の26ページをお願いいたします。

議案第25号、松岡小学校南校舎棟大規模改修工事の請負契約締結についてでございます。

1、工事名、松岡小学校南校舎棟大規模改修工事。2、契約方法、条件つき一般競争入札。3、契約金額、1億7,196万2,352円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、1,273万7,952円。4、契約相手方、福井県吉田郡永平寺町諏訪間1の8、永和建設工業株式会社、代表取締役、天谷大門。

以上でございます。

ご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 松岡小学校の南校舎の改修については一刻も早く行うべきであるという立場は私は変わりません。そういう意味では急いでやってほしいんですが、この入札結果を見てみるとやっぱり不安なところがございます。

いわゆる条件つき一般競争入札という話で聞いていますが、現実的にはこれ以

外、議会の議決に必要な5,000万以上の工事について、参加する業者が極端に少ない。それも、先ほどの説明を聞いているのでは、法律によって最低制限価格の範囲が決められてくる、それも8割から92%という中で決められるということでした。ただ、その入札結果を見てみますと、現実的には大した額の差でないのに失格になっている業者が出てきています。どうも92%、その最低制限価格がその上限いっぱい設定されているためにそういうことが起こっているんだと思うんですが、いわゆる行政が契約行政を行っていく上で行政としてやりやすい制度になっているのか。それらを検証する時期に来ているのではないか。これはちょっとやっぱり異常だと私は思っています。

それも、法律によってということですが、自治体の契約行政というのは単にそういうもので縛られるものではないと思うので、その辺の考えと、やっぱりこういう結果になったことについてどう考えているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） ただいまの入札結果につきまして、まず今回は1,000万円以上ということで、永平寺町が発注する建設工事の質の確保並びに入札及び契約制度の透明性、また公平性、競争性を高めるということで条件つき一般競争入札の電子入札として実施をいたしております。今議員ご指摘のとおり、今回は最低制限価格を設けておまして、その中の永平寺町の最低制限価格は80から92%の中でということで、今回はその最低制限価格92%ということとなっております。

ただいま申し上げましたとおり、今回はそういう結果になっておりますけれども、町といたしましては、公平性、透明性ということでは問題ないと考えております。今後のことにつきまして、うちのほうの指名委員会がございます。そうした中で再度協議はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 僕は、入札もやっぱり不当なダンピングがあればそれは問題だと思っています。でも、本当にやる気のある業者かどうかというのは電子入札ではなかなかわからない。以前、旧松岡町でやっていた入札を見てみますと、応札のときに積算根拠を示せということで、その積算根拠の計算を町の職員何人かが当たって一生懸命その入札のときにやっていました。結構時間がかかった覚え

があります。そんなのを私たち、いわゆる傍聴をさせていただいた中での出来事でもありますから。

ところが、今回見てみると92%。大体、国の法律で80から92の間。本町もそれを採用しているということになれば、例えば92なら92で、数字だけ入れれば、その根拠がどうなっているかわからずに応札できるということにもなるわけですね。そういうことを見ていくと、僕はそれが決して、町にとっては当然ですが、業者にとってもいいとは思わないですね。

この後も続いていきますけれども、5,000万円以上の工事に数社しか参加してない。本町の以前の指名競争入札でも、1億以上とかそういう大きい金額になると10社以上の指名をして競争入札をされてきたと思うんですね。それから見ると、電子競争入札って聞こえはいいけど著しく競争を阻害する実態になっていないか。実態がそれを示していると思うんですね。この後を見ますと、5,800万の工事にしただけ6社が申し込んで5社しか入札してない、応札してないということですから、それ自体がやっぱり問題ではないかなと。そういうようなときにどう検証作用が働いていくんかということ、行政としてやっぱり進めるということ、今言われていたんで、それはそれで心強いんですが、どうなのかということ、率直にお聞きしたいなと思うんです。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 今回の入札につきましては、先ほども申し上げましたとおり、透明性、公平性は問題ないと考えております。そうした中で、今後につきましては、先ほども申し上げましたとおり、また指名委員会のほうでまた協議、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 今の金元議員のと重複するかもしれませんが、残りのあとの入札について、私も入札について何も否定するものでもありませんし、今後これを進めていただきたいという立場からそれは全然反対する立場ではないんですが。

ここの最低制限価格、92%でもう高どまりですね。ようわからんのですが、例えば2番目やとトイレ工事、耐震とトイレ等もありますし、その最低制限価格が80から92の間ということになれば、それはそのコンピュータが決めるとい

う形ですね。でも現実的にそれだったら、積算根拠といっても、それは変な話じゃないけど、従来の指名競争も、今までやってきた入札の中では、今金元議員もおっしゃったように、その算出根拠であるとか、それから入札差金とか、そういうものでいろいろな形で、また工事のバリエーションがふえたりいろいろな形にはすると思うんですが、それが一切できないような形になっているのと、これですと、たまたまかどうかは知りませんが92%、3件目のこれについては、たまたま92%よりも高いところが出て、たまたま92.95ですか、これが一番その中で低いからそれになったよということで、今ほど言ったように、本当の競争入札になっているんかどうかというのが非常に疑問ですし、行政としても、そのやり方として非常に腑に落ちんところが多々あるんですが、今後の方向性も含めてどういうふうに対応していくのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 今回、最低制限価格を設けるということで設けております。そうした中で、先ほど80から92とっております。そうした中で今回92となりましたのは、うちのほうの算出根拠の中で、今回はその積算根拠に基づいてした結果が92ということになりました。しかしながら、全部が全部92というわけではございません。そうした中でこれにつきましても、先ほども議員さんも仰せのとおり、最低制限価格を超えている価格もございます。そうした中で、これも含めて指名委員会のほうでまた協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それはやはりそれぞれの企業努力でね、先ほど言ったように数千円、数万円の違いで、要はその最低制限価格にオーバーしているからだめだよという形になっているわけですね。

それとか積算根拠が、今言ったように指定されたということはあるんですが、例えばその積算根拠というのは、業者が全部わかってしまえば、同じような形でやれば当然その高どまりの92というのは出てきてしまうわけですから、これこそ本当の企業努力であったりとか、その業者のいろんな、どう言うんですか、

のやり方によってそれはできるよと。これはめちゃくちゃな価格の低いやつは別にしてですよ。それとか、その積算根拠の80から92というのも、コンピュータが、まずそれ基準があってそれでやればよいということになれば当然業

者もすぐわかるわけですから、それでいくと、仮にこれが積算根拠だけでいくと、92が例えば今回90やったとしたら、業者は全部90で出してくるという形になりますよね。そうなるとう本当の意味での競争にもなり得ないし、いろんな形での不合理というんか、何か言葉はちょっと見当たりませんが、出てくるように気が私はしますので、ぜひとも今後のそれについては、聞こえは公共性とか透明性とか、電子入札であるからそのいろんな兼ね合いがないとは言いながら、結構、どういうんですか、ちょっと首をかしげたくになりますので、ぜひともそこらあたりは今後とも対応をお願いしたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今、人件費の高騰であったり、そういった業者さんを取り巻く環境というのも、いろいろ少子・高齢化もあって厳しくなっている中で年々やっぱり高騰もあります。そういった中で最低落札価格というのをしっかりした根拠のもとで出しています。これにつきましては以前からも、役場が思いつきで、思いとかそんなので書くのではなしに、しっかりとした根拠をもとに算出しています。

もう1個、国の法律の品確法の中で予定価格の、従来ですと歩切りというものがありました。今はそれもなくすということで設計額イコール予定価格というふうな形になっておりますし、公表も前もって先にしております。

今、議員さんらおっしゃるとおりに、その積算のそれがどうかというのはありますが、その設計の積算というのは、ある程度根拠がある設計ということにもなっております。やはり事業者さんがその設計をしていく中でもしっかりと積み上げ、もちろん従業員、社員さんの人件費であったり安全管理だったり、そういったことも積み上げた中での設計となってきますので、議員おっしゃるとおり、そういった

ただ、これ行われましてまだ2年目か3年目のどっちかやったんですけど、徐々に入札委員会のほうでもいろいろ議論をしながら、法律の範囲内でどれだけやっていけるかというのは常に研究していますので、またご理解、ご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午前10時50分 休憩）

---

（午前10時52分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

ほかに質疑はありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 入札行政という言い方が正しいのかどうかわかりませんが、入札というのはいろいろ、ある意味、行政の姿勢あるいは資質が問われるという、過去の歴史から見てもそういうふうな形があるんですけれども。ただ、ここに至って、この入札ということの考え方というのが少しずつ変わってきているんだろうなというふうには感じます。

以前は、いわゆる業者の談合ということで、業者が非常に利益を得た不透明な入札が行われていた。その後は、行政がある意味、予定価格を低くしながら、いわゆる入札差金を得ながら、財政の厳しい中でそういった入札をしてきたということの中で官と民との談合というような話も、今も少しあるのかもわかりませんが、この町にあるということじゃなく、一般的な話ですよ。一般的な話ですよ。というような話も事件もあるわけですが、ただ、国も含めて、やはりここは自治体が入札行政の考え方というのを確立していかなあかんのやろうと思いますし、歴史の中でやっぱりその教訓を学びながらこういった形になってくるんだろうと思いますけれども、こういうやり方の、主な今回の入札のやり方というのは一番何を重きを置いてるんやということをまずお聞きしたいなど。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 先ほども言いましたけれども、まず入札に関しましては、やっぱり透明性、公平性、競争性でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず、今、資材の高騰であったり人件費の高騰、そういった中で毎年物価が上がってきている中でそういった対策の一つでもあると思いますし、もう一つは、やはり入札行政、今までは各市町で独自性があったかもしれませんが、ただ、今、こういった法律の中でなりますと、どこの市町も同じ公平な形で仕事が発注される、また公平な中で、先ほどちょっと金元議員、上田議員の中にあつた、本当にそれで競争が生まれるのかという意見もありますが、透明性、公平性の面では、このやり方というのは一つのそうなんかなというメリットの反面、デメリットのほうで差金といいますか、そういったのがなかなか発生しにくくなって、町の財政としましては、それは当然なこと、しっかり仕事をしていた

だくという中では当然のことなのかもしれませんが、そういったのは少なくなつてくるという、そういった面もございます。

○議長（齋藤則男君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 以前、旧の松岡町では、二段階入札というような形もとりながら透明性を確保しようというようなこともありました。昨今では、東北大震災の復興ということで、かなり材料費あるいは人手不足ということの中で、国においても地方においても不調という、請負業者がいないというので大変混迷していた時期もあります。その流れの中で今、入札に一番何を求められているかといったら、多分、住民がそのことによって、こういう公共事業によって不幸な目に遭わないようにという意味では、きちっとした工事ができるようによい業者を選定していくということが求められているんでないかなとは、私は、先ほどの説明を聞きながらそう思ったんですけれども、そういった意味では、よい入札に参加する業者が本当に、意欲があるということも含めて、きちっと工事施工ができる業者やということを逆に行政が見きわめなあかんのだろうと思います。下請の問題もありましたけれども、この工事期間の中でいろんな自治体から、あるいは民間の業者からたくさん工事受注をしている業者が本当に自前で本町の工事ができるのかどうかということも見定めていただかなあかんことだろうと思いますし、当然そこでの企業の能力、どれくらいの職員が、社員がどれくらいの資格を持っているとか、どういった経験があるかということも当然行政が選択をしていかなあかんのではないかなと思います。

そういった意味では、一般競争入札の中で条件というようなことがありますけれども、この条件というのは、説明をいただいたんですけれども、至ってわかりにくい条件やなというふうな感じはあるんですけれども。ただ、そこをとやかくと言いませんけれども、やはりそこを、先ほど言いましたように、本当に工事がきちっとできるか、すばらしいものができるかという業者を選定していくことに力を入れていくと同時に、一旦落札した業者に対しては、どれくらいきちっとした、監視というか、監理というんか、を見ながら工事をさせていくかというのが当然大事になってくるんだと思います。そこをこれからは考えていくべきではないかなと思っているんですけれども。

今回、専門職員も採用したということも含めて、そのいい仕事をしていただく、いい公共施設をつくっていくということの観点から見ると、今後どうやっていくかということをお伺いします。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、今回の入札、条件つき一般競争入札ということで、先ほども申しあげましたとおり、県の評価点数がございます。それもちょうんと見ております。そうした中で、これまでの過去の実績も踏まえて、この業者はできるという判断で入札の資格の条件にしております。

それと、今ほど言われたとおり、いい仕事は当然でございます。いい仕事で質の高い仕事をしていただくということの中で、監理につきましても、町のほうでは建設技術公社とか、そして今回、専門職員を採用いたしました。そうした方を通じて専門的な観点からも判断しながらしっかりとした監理ができるということで、町としても精いっぱいいい仕事をしていきますので、その点はまた見ていただければと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） よく議会も指摘している、最近建った体育館。松小の体育館やな、天井のやつは。あの松岡小学校を最近建てて、そして天井も張って、あのときには確かにあの天井をつけても震災には大丈夫やったんかもわかりませんが、最終的にはあれを取り外さなければならないというようなことになりました。その先見性を持っている人がきちっと設計とか、あるいは監理をしていればああいうことがなかったという話も意見も議会からも出ていますが、そういったことも含めて、やっぱりきちっと見ていかなければならないと思っております。

ぜひ専門職をどう生かすかということと、管理公社もいいんですけれども、やっぱり我が町の職員できちっと見ていていただきたいなと思います。十分議会も注視していますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 先ほどの選定、要するに業者の選定についてですが、当然条件つき一般競争入札ということで、まず参加資格申請が出てきます。この資格を十分満足しているということで。その中で当然、監督者の指名願が出てますし、それと比べたり、いわゆる実績をクリアしているか、そんなことも含めてその参加申請書が出てきて、参加してもいいですよというのをまた送り返してますので、その辺、一般競争入札ということで当日までに勝手に入れてくるわけではございませんので、申込書の内容によってその選定承諾をしておりますので、そういう

経過もあります。

それと、条件つきというのは、いわゆるいろんな業者がいますから、ラインというんですかね、最低でもこんだけの仕事ができるという実績とか県のほうの評点も含めて公募をしてますから、それに応じて、うちは条件に合うなというところでまた参加申し込みをしていただくということでございますので、そこら辺、選定ということではちゃんとチェックしてますので。ただ、今言うように、もっといっぱい業者が何で参加しないのかというのは、それぞれみんな仕事を持つ関係、それと、今、福井土木管内ということですので、それを例えば福井土木、坂井土木管内も含めるかということも含めましてまた検討の余地はあるかなという感じはしてます。その辺また指名委員会の中で一遍検討をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 松小の体育館につきましては、当時、建築の基準では触れてなかった。ただ、当時は私も議員でしたが、議会の中から、地震の後でしたのでこれ落ちたらどうかという提案があったかと思います。建築上は問題なくそのまま建設されて、文科省からの指導によって、三千数百万かかったと思いますが、やはり専門的な目、今、役場のほうにもそういった専門の職員さんの意見、もう一つはやはりこの議会からの意見、こういったこともこれから検討といいますか、考えさせていただくことは、住民目線といいますか、そういったことになると思いますので、これからもまたいろいろな設計とかそういったのをお示しさせていただく中で、またいろいろなご提案をいただければ、建築基準にのっとるものはしっかりと取り入れさせていただきたいと思いますし、将来につなげられるようなご意見も参考にさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 自由討議の提案で、唐突に僕も手を挙げることになったんですが、実はこれ3本、関連があると思います。これから後の2本も含めて。いわゆる今、電子入札ということにしていますけれども、答弁の中で入札のやり方も

少し検討せなあかんのかというのは答弁いただきました。

僕はぜひお願いしたいのは、議会としてやっぱり考えてほしいのは、例えば電子競争入札、何社、この場合は1億とか5,000万円以上ですから、10社以上の指名競争入札なら10社から12社程度でこれまでやってきたと思うんですね。それが7社とか6社とか5社という状況を見ると、電子競争入札でも何社以下なら指名競争入札に切りかえますというぐらいの、要するに業者の意識喚起というんかね、そういうようなことをぜひ行政として入札の中で、町の契約行政はこういうことでやっていきますという方向を、単に県がやるからそれにまねるという方向でなしに、ぜひ進めていくような見直しをしてほしい。そういうことを議会としてやっぱりきちっと求めていかんと、本当に5,000万、7,000万円もの工事でも5社で入札して、それも一番低いところが別にとっていないという状況が生まれる。それも僅差の状況。これは変えなあかんし、さっきから言ってた最低制限価格を設けるにしてもあの範囲内で自由に選べるというようにしていかないと、僕はいかんと思うんですね。

その辺、議会としてもぜひ何か申し入れるか、行政からの明確な答弁をそこで求めていきたいなと思うんですが、自由討議ですから行政の答弁は普通ないんですけど、その辺、確認あればしてほしいなと私は思います、率直に。

○議長（齋藤則男君） 自由討議ですので、行政の発言はありません。自由討議というのは議員間です。

○9番（金元直栄君） はいはい、そうです。

もしそういうことをするなら、これは僕は棄権します。この判断は。次のところで言いますんで。

○議長（齋藤則男君） ほかに自由討議はありますか。自由討議ほかにありますか。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 今ほど議論をしていますと一応、僕は、何か不正があったでこんなことを言うてるのかなというような、町民も受けるのではないかと思えますけれども、現実にも業者間のトラブルもなかったんやし、スムーズにいったことで、今までの98とか100ではまた参加者がいないという時代もありました。その中で80から92というようなパーセントの、ということですが、そういうようなことで全く正規な入札であったということだけはみんなにわかっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 自由討議ですからいいんですよ、意見は。

○議長（齋藤則男君） はい。

○2番（滝波登喜男君） 先ほど来の説明聞きますと、要は予定価格も最低制限価格も、行政がつかみでこう握ってこの数字やということができなくなったということになったら、多分、行政の優位性というのはないんやろうと思います。この入札の中では。ある意味、それは今までの過去の歴史の中で国も地方もやっぱり談合という、官官も民民の中でも談合があったと、これを何とか入札の中では取り除かなあかんという結果の中でこういうふうになってきたんだらうなと思います。だから、ある意味、それは正しいことなかなと思います。私さっき言いましたとおり、その中でもいい仕事を、きちっとしたことをしていくということが優位になってくるんでないかなというふうに思われますので、多分、今金元さん言われたあの範囲の中で行政が選ばれるようにということは、ある意味、そのことによって、また不信感がということ避けるためにもこういうふうになってきたんだらうなと思ってますので。そういう見解です。

○議長（齋藤則男君） ほかに自由討議はありますか。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） この入札の方法とかというのは、以前は材料費でがばっと出幅を業者にしてもとれたけれども、今はほとんど実勢価格に近いところで積算根拠をやっているわけですから、当然、最低制限だというたって、そんなもんやる業者はほとんどえんと。しかも、やっぱり今の入札方法というのは、別に今の町長がという意味じゃないですよ、どなたが執行権を持っててやっても自分の恣意的なことができないような仕組みが今の仕組みですから、ですから、個人的にと思ったってできんわけですから、だから私は今の入札方法でベターかなと。

ただ、もう1点。本当にそこの会社なり下請なりに仕事をやったときに、本当に労務管理ね。例えば不当に切ったりとか、そんなことをやるから誰も働く人がいないわけですから、だからちゃんと労働法規を守りながらその仕事に従事するという、これは安全性もひっくるめてその辺のこともシビアに見ながらやっていってほしいなと。今はちょっとその辺が弱いのかなと感じますから。だから決して下請とか業者いじめにならないようにね。いい仕事をするためには当然そうですから。だから、私は今の結果で堂々と胸張ってやってるというふうに言い切ればいいと私は思いますよ。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 自由討議ですから言わせていただきます。

この結果は、最低制限価格を1円でも仮に、言ったらそれではねられるということになってます。これ法的な根拠が、私もちょっと詳しくないのであれですが、例えば最低制限価格が仮に1億やとした。なら、1億の範囲の中で、下のその上限が、例えば10%、5%か、そこらの間の中での最低制限価格やということにすれば当然、先ほどのこれやと1円か数千円か何百円ではねられるということはないわけですから、そこらあたりは、今後、指名の委員会の中で、どのようにするかということも含めてぜひご検討をいただきたい。それがかけ離れた金額ならあれですが、だから言いましたように、先ほど前提を置きましたけど、法的なところもありますけれども、でもそれはやはりしないと当然その入札におけるいろんな形での、先ほどの全くの公平、競争というのには僕は当てはまらんとと思うので、ぜひそこらあたりも検討を入れながらご検討をいただきたいというふうに思ってます。

この入札に関して、結果については何ら異論を申しているわけではないんですけども。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかに自由討議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 以上で自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第25号、松岡小学校南校舎棟大規模改修工事の請負契約締結についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第7 議案第26号 松岡中体育館部室・トイレ等改修工事の請負契約締結について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第7、議案第26号、松岡中体育館部室・トイレ等改修工事の請負契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第26号、松岡中体育館部室・トイレ等改修工事の請負契約締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本入札は、去る4月25日に執行され、契約相手方と請負契約締結するに当たり、予定価格が5,000万以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） それでは、議案第26号、松岡中体育館部室・トイレ等改修工事の請負契約締結についての補足説明をさせていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第26号、松岡中体育館部室・トイレ等改修工事の請負契約締結について。

1、工事名、松岡中体育館部室・トイレ等改修工事。2、契約方法、条件つき一般競争入札。3、契約金額、5,899万5,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、437万円。4、契約相手方、福井県吉田郡永平寺町諏訪間1の8、永和建設工業株式会社、代表取締役、天谷大門。

以上でございます。

ご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） これ、松岡小学校の南校舎との関連もあるんですが、ちょっと先ほど余り言ってないのを言っときます。

契約に関しては、特に元請そのものが1社で全部完工まで含めてやるわけではなく、下請なんかどんどん入ってくるし、設備なんかを行えばそういういろんな設備の備品も買うことになるわけですね。そんなのを見ていくと、下請たたき

をやっていないのかというと、現実的にはそういう声はやっぱり聞こえてきます。骨材なんかも、例えば生コンなんかを見たって組合ができてから高どまりしているという話がありますね。実態として、もう1年前とか2年前ならそれなりの値段で買えた、それも結構な幅があるということも聞いてます。そういう意味では、行政としても、物価本、物価本って言ってますけど、実勢もそれなりにつかんでいく必要がある、そういう時代に来てるんでないかな。さっきの法的な根拠といいますけれども、僕らは見たことないんでよくわからないんですが、やっぱり行政として入札行政をどう進めていくかという意味では大事なところかなと思うところでもあります。

それと、ちょっと今出ましたけど、いわゆる下請たたきの問題やそういう問題を考えると、町としても、いわゆる下請まで含めてきちっとこういう状況でやっていますよということをつかむ意味で、公契約条例みたいなのを設けてきちっとつかむ、契約の内容を最後までつかみ切れるということをやっつかんとあかんと思うんですね。例えば労務者の中では、よく話題になりますけど、阪神大震災やらその他のところで高速道路のピアがひっくり返ったということでいろんな補強がされました。ひっくり返ったところを見ると、中に空き缶が潰れて入ってるというので、木材がそのまま入ってたとかというのはよく聞いたことがあると思うんです。それは働く人たちのモラルの問題にもかかわるんですが、今でも見ると、いわゆる現場打ちの、コンクリ打ちなんかをするときにはそこへ空き缶をぽいっと捨てて骨材と一緒にしてるんかどうかは知らんですけども、入ってるというのは今でも実際あるわけやね。そんなのはないと思われていると思うんですけど、現実的に工事現場でもよく見る話ですよ。だからそこらはしっかりチェックできる。いや、だから言ってるんですけど。そういうことが起こらないような、やっぱり質のよい労務者をきちっと確保するということが大事なわけです。現状もそうですよ。事故あって、阪神震災のときに倒れたピアの中に入ってるのが、その切れた断面の中にそういうのがあったというのはよく言われている問題ですから、それを知らないとしたら問題です。そういうのに耳をかきないとしたら、それは問題です。現実的にはあるんですから。だから、そういうことも含めてきちっと見ていく必要があるんじゃないか。

だから、入札の問題で言うと、5,000万円以上、議会の議決が必要な入札にいわゆる数社しか応札がない。まして、申し込んできて辞退する業者も生まれるというようなことはだめですし、これ3本見てみますと、請負率が92%

2本そろってますし、3本目もそれに近いところにいってます。僕わからんですけれども、92%ぴったりでとっているわけですね。2本をある業者がね。それがもしそのまま3本目も入れていたとしたら、3本ともとることになるわけですね。そうなってくると、予定価格が漏れてたということにもつながるわけですよ。そういうことがあったんかどうかはわかりませんよ。そういう法律が示しているということになれば、そこに問題があるということにもなるんかもしれません。だから実態としてはそういうことが見えるというわけですよ。実態として。

○町長（河合永充君） 予定価格は公表され

○9番（金元直栄君） 予定価格でない。最低制限価格。ごめんなさい。

僕は、最低制限価格が9割を超えるというのは余り聞いたことが、私の中ではないように思うんですね。予定価格はそれなりの金額になりますけど。だからそんなことを考えますと、そういう内容そのものをきちっと見直していくし、やっぱり払った値段に応じたしっかりしたものをつくっていくためにどういうものが必要なか。そういう意味で、公契約をということで公契約条例なんかをつくるということ、たしか坂井市は今そういうのを考えているという報道があったと思うんですね。全国的にもそういうのがふえてきているんで、その辺はどうなんでしょうかね。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず、最低制限価格につきましては、各事業者さん、自分の会社で積算することは可能です。それは事業者さんがいろいろ、その人件費とかそういったのをすることが可能です。今、金元議員おっしゃられるとおりに、ある意味、何で今回こういった最低落札価格があるのかという中で、やはり適正な値段で、先ほど滝波議員のお話もありました、しっかりとしたものをつくっていただく、そういったこともあるのかなというふうな狙いもあるのかな。

ただ、そこでしっかりとした積算した根拠がある最低落札の金額の中で、果たして、金元議員おっしゃるとおり、下請さんであったりそういったところにはそういった適正な、そこで適正な金額で支払いをしている、お金が適切に使われるかどうかというのは大切なことだと思いますので、その辺については条例をつくるかどうか、それはまたあれですが、いろいろ、こちらの監督であったりそういった中でしっかり適切に行われているかというのはどういった形でできるかというのは、これから研究して前向きにやっていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） ちょっと一言だけ。副町長に聞きます。

直工費の話が先ほど出ました。直工費は、これは分離できないんだよという話があったんですが、直工費って設備ですね。設備は今、定価から入ってくる値段まであるんやね。入ってくる値段というのは半値八掛けもしくはそれ以下、それは普通ですよ。その幅で選ぶわけですよ。いやいや、普通ですよ。それは業者はみんな。そうでなきゃ合いませんから。その幅の中で単価を決めるんか、定価で直工費は決めるんか、どうなるんです？

○議長（齋藤則男君） 副町長。

○副町長（平野信二君） まず、「半値八掛け」という言葉自体は昔聞いたことあります。ただし、それが本当かどうかはわかりませんが、現実には直工費の組み立ての中で、例えば資材なんかですと、ある程度いろんな物価版なり現実の近々の単価というものが出てますから、設計の段階で、そこで定価のまま上げるとか上げないとかという話もあります。ただ、詳しいことは言えませんが、その段階でやっぱり適正な価格で設計をしていきます。ですから、これが今議員が言われたように、このラインから、要するに、下請に出すときに半値八掛けということは40%ですよ。五八、四十ということ。そういうことを言ってるんでしょう。ですから、議員の言われたように、昔はどこかで手を抜こうということが働くですよ。どんな大きな工事でも。ですから、今は適正な価格でもって本当にいいものをつくってくれという時代でこういうシステムになったんだろうと僕は思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） もう一つだけ言っときます。

その言ったように、仕入れ価格と定価というのがありますよね。その価格の中で、いわゆる設計額を業者は積算して決めるんですね。それをこちらが設計した直工費は歩切りなしというやり方そのものに矛盾があるということです。差があるんですから。それが普通ですよ、誰が考えたって。業者さんは、量販店にはかなわんけど、それくらいはしますよということは言うわけですから、それを定価で入れている場合はおかしくなってしまうわけですから。だからそんなことを考えれば、その歩切りはあかんという法律そのものがおかしいんですって。それは自治体の、いわゆる入札行政というより契約行政そのものを縛る問題という

のは自治体の裁量そのものを狭めてるんです。それに基づいてやられている一つの悪い例がここにあらわれてるんでないかということのを僕は言いたいんです。僕は言ってますよ。この工事3本とも本当に必要な工事だと言ってます。ただ、やり方については、やっぱりきちっと自治体として主体的に契約行政の内容そのものを考えていかないとあかん時代に来てるんじゃないですかという話です。

○議長（齋藤則男君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今、どういうんですかね、これはこういう公の場で言うのは非常につらいんですが、本当に設計を組むときに定価のまま入れてるかどうかというのは言えません。やっぱりある程度考えてるということだけは言っときます。どう言っかっていいのかな、幅はちゃんと見てます。

○町長（河合永充君） しっかりしてます。

○議長（齋藤則男君） ほかに。

15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 議案の25、26につきましては同一業者が落札しておりますが、松岡小学校と松岡中学校は1キロにも満たない近接にあります。そうしたことから、先ほどもちょっと全協の中で申し上げましたが、一般管理費、現場管理費につきましては注視をする必要があるんでないかなという思いがあります。また、技術管理者、これも2件を兼ねることができるのかどうか。これについて伺いたいと。

また、施工監理についての監督さん、監督業務を技術公社に委託するのかしないのかについて伺いたいのと、それから完成検査は町が行うのか、また建築課が行うのか、この点についても伺います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、松岡小学校の建築と松岡中学校、建設工事で共通経費の率の近接で落とされんかということでございます。この件に関しましては、普通の一般土木につきましては、1工区、2工区とか分けた場合には当然近接がかかります。今回、建築工事ということで、この辺もちょっと再度確認して、もし近接工事でかかる場合にはそういう方向でさせていただきます。

それと、検査につきましては、町のほうで検査をさせていただきます。しかしながら、その監理しているところにつきましても一緒にちょっと入っていただきまして、ちょっと相談しながらすることもございます。

あと、現場監理につきまして、所管課のほうからちょっとお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） こちら側の監督という意味合いですが、先ほどから出ております総務課のほうに一級建築士の資格を持った方が入っておりますので、その方にも実際上携わっていただくということで、今、総務課さんともお話をしまして携わっていただきます。一から十まで全てかというのと、そういうわけではございませんが、もちろんそういう専門的などころのお知恵は拝借しながら、こちらのほうの実際上の監督職員もそれから勉強しながら実際上の監督を行っていくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） これね、役場の職員さんが監督をすると、また完成検査も行うという答弁でしたけれども、これ経験から言ったら、役場の職員は毎年異動があります。例えば監理課にいる方も農林課へ行ったり、また生涯学習課へ行ったり普通の一般事務に回る場合が多いんです。今現在いる方が何年いるかは知りませんが、少なくとも3年までだと思います。そういう方が完成検査をするということは非常に落ち度があるんじゃないかなと。また、それだけの勉強をすればいいですけど、やはり県の技術公社または県の建築課の方はその仕事だけをやっているんですね。ですから、監理、監督、また審査についても全てを把握しているということから考えますと、やはりそういう方に完成検査を委託したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがですか。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 建設技術公社さんには委託として出す予定でございます。いわゆる施工監理等についてお願いする予定でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 今の完成検査につきましては、うちの監理している職員でございます。そうした中で、私も立ち会い、それと今言ったように建設公社も監理のほうをちょっと受け持っていただくということで、その辺のご指導をいただきながら完成検査をいたしますので、その辺は手落ちのないようにいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第26号、松岡中体育館部室・トイレ等改修工事の請負契約締結についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第27号 B&G海洋センター耐震補強工事の請負契約締結について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第8、議案第27号、B&G海洋センター耐震補強工事の請負契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第27号、B&G海洋センター耐震補強工事の請負契約締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本入札は、去る4月25日に執行され、契約相手方と請負契約締結をするに当たり、予定価格が5,000万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齋藤則男君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(山田孝明君) それでは、議案第27号、B&G海洋センター耐震補強工事の請負契約締結についての補足説明をさせていただきます。

議案書の28ページをお願いします。

B&G海洋センター耐震補強工事の請負契約締結について。

契約内容としまして、1、工事名、B&G海洋センター耐震補強工事。2、契約方法、条件つき一般競争入札。3、契約金額、7,155万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、530万円）。4、契約相手方、福井県吉田郡永平寺町下浄法寺2の8、株式会社西村組、代表取締役社長、西村治。

以上でございます。

ご審議いただき、ご決議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

金元君。

○9番（金元直栄君） 先ほどからの電子入札ということで、自分から、いわゆる一般競争入札で申し込んでおきながら辞退とかあるんですね。今回は不着なんですね。それで、何でそうなるのかというのと、その意味をちょっと示していただけますか。それは応札してこなんだんだらうというのはわかるんですけど、ちょっと辞退というのは事前に辞退しますということがあるんやろうと思うけど、不着というのは申し込んでいてほっとけですか。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） ただいまの件でございますが、まず辞退につきましては本人から辞退という、電子入札でも辞退とかそういう押すところがあるんやね。ということで辞退で申し込めました。しかしながら、今度の不着につきましてはその辞退も何もしてこなかったということで不着ということになっております。

この不着の原因につきましてはちょっとまだ聞いておりませんが、また今後、そういうようなことにつきましては直接業者のほうにちょっとお聞きはしたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 指名競争入札の場合は、僕は、業者が特定の個室に入って町長やその他の担当者にぜひ指名してくれるように依頼するというやり方はいいと思いません。ただ、この電子入札の場合やと、さっき言ったように、積算根拠を全然確認なしで応札できるということがあるし、このように辞退なんかも、ちょっと押すだけで辞退になるんやったら、こんな楽なことないんやね。普通、例えば、みんな個人が家やらなんかを頼むときには、それはいろんな話をするわけですね。ほんで「ぜひ受けさせてくれ」って言っている中で「じゃ、あんたに頼むわ」という話になるんでしょう。断るときにちょんでいいんか。そういう制度そ

のものがやっぱりおかしい。

- 番（ 君） ちょんを押すところを大分考えて、ちょんを押すと思うんや。率直に言って。
- 9番（金元直栄君） いやいや、それはあなたの顔見てるとやな、それも本当に考えてるとかわからん先に言うんで。まあ、それは冗談としましても。実際、指名させてほしいということを言いにくければ、頼みにくければ、やっぱり何でその辞退させてもらうかというのもお願いにいくかということもあると思うんやね。それはやっぱり。僕はこんなこと言いますけど、皆さんによくやゆられますけど、ラブレターもらうのにパソコンで打った文面でいいんか。単純なメールだけでいいんか。やはり自筆の、紙の文章が一番いいんでないかって思ってます。それを、人と人のつながりをやっぱり大事にするからやと僕は思うんですね。僕はそれが大事やと思ってます。そのことを考えると、どうもちょっと我々が、行政もそうやけど、想定していない事態にやっぱり進んでいる面があると思うんで、その辺はいかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

- 総務課長（小林良一君） ただいまの件ですけれども、ボタン一つということもありますけれども、これにつきましては、業者、この入札の応札をして、それから期間があります。その間にいろいろと考えて、やはりこれは自分のところでは対応できないかということを考えての辞退だと思っております。そういった面も踏まえまして、ただ、町、これは先ほど言いました透明性、公平性もありますけれども、やはり事務の効率化という点もございます。そうした中でこういった電子入札の制度が出てきたんだろうと思っております、そういったちょっと細かい点でいろんなご指摘あります。そうした面につきましては町のほうも、辞退に対しては辞退のどういった理由での届け出か、不着に対しては不着のどういったこととということが、やっぱり行政としても今後はそういった面で直接業者のほうにお問い合わせをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 町長。

- 町長（河合永充君） これは一般競争入札ですので、指名入札ではございませんので、広くその基準を満たしている実績とかそういったのを満たしていける方が、管内は誰でもこの入札に参加できますよという、ちょっと開いたやり方をさせていただく。ただ、この指名入札につきましては特殊なもの。そういったものに対

しましては、この入札委員会の中で、指名入札中にやりますが、町としましては基本的にこの一般競争入札という形を、より公平性、そういった面を取り入れていく方向で指名してます。

ただ、今、金元議員、いろいろな議員さんから今回のこの制度でご指摘もいただくところもありますので、それについてはまたしっかりと話し合いながら委員会のほうで決めていっていただければなというふうに思ってます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 一つだけ言います。

今、総務課長が、私の会社では対応し切れないんじゃないかということで不着ということになった可能性があるということと言われてるんですが、その前の2本では下をくぐってるんですね。2つとも。だから非常にやる気のあった業者やと。その1本は、一番最初の松小の南校舎については5,400円でいわゆる下をくぐったということになっているわけですね。だから、そんな業者が不着というのは、逆に言うと、不信に思ったから応札しなかったということはないんですか。自分の責任で入れてる、会場でやっているわけじゃないからよくわからない、そんな面も。だからどこに問題があるか、課題があるかということをきっちり考えながらやっていってほしいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） その辺につきましては、会社のほうにちょっと確認だけはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） この議案第27号の件におきましても、議論されまして可決するとは思うんですけども、今回のこの工事、25号の松岡小学校、また26号の中学校の部室の改修とか、そういったことでのこの大きな工事の件に関しまして、今度、新採用されました一級建築士の方、先ほどからちらっと川治議員さんとかじられておるんですけども、この方に現場監督、言うところを担当責任を持っていただいて、きちっとした監理をしていただく。また、先ほどからも話があったような、その上でまた問題を提案されることによっては条例の改正とか規則、規程の改定とか、そういったことにもつながってくると。そういった勉強もその方にしっかりとやっていただくためにも、やはりその方に多くの経験を積んでいただくために、これからこの案件だけでなしに、これも当然そうですけれど

も、ほかのことについても各課のハード事業についてもそういった監理を担当していただくような指導というんですかね、指名というんですか、そういったことを、町長、どういうふうに思われるのか。

○議長（齋藤則男君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今ご質問の件につきましては、当然そういう目的で採用をしておりますので。

ただ、ことは建築工事が何件かございます。また今後も出てくると思いますが、その中で、松岡小学校はもちろんですが、そのほかにも何件か設計監理、要するに施工監理をということで話しております。ただ、悲しいかな、ひとりで全てをせいというわけにもいきませんので、その辺は分割して、ある部分は、主に大きいとか国庫補助関係については、技術公社も含めながら並行にやっていくということを考えております。ですから、今考えておりますのは、例えば10本ございましたら、4本は責任を持って施工監理をしていただく。その中にも当然各課の監督がいますから、その監督と一緒に、どういふんですか、こういうような場合はこうするとか、こういう検査をするとかというんで話をしておりますので、また今後におきましてもいろんな建築工事が発注されてきますので、その中でまたどの部分を受け持つかということはしっかり分担をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 今、副町長の答弁では、今回の3件の物件については担当をさせないというふうに聞こえたんですけど、違いますか。

今回、先ほどの答弁の中で、技術公社、また建築課を含めた技術監理、施工管理をするというふうにおっしゃいましたね。今回、この4月に採用された職員には本当にいい機会やと思うんやね。ほんでこれを経験させて、大きな工事を経験させることによって小さなことは幾らでもできるんです。ですから今回はどうしても、できればその中に技術監理者として、担当として加えていただいたら、より職員としても育つんでないかなというふうに思いますので、ぜひとも監督職員の一人に加えていただいたらいいかなと思います。

○議長（齋藤則男君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今議員さんおっしゃられるように、今言ったのは、特に大きい工事、若干難しい工事とかも含めまして、ことし入りました職員に施工監理

なり設計監理をしていただくというように考えております。

ただ、ことしは非常に多いんですね。ちょっと明細は持ってきてないんですが、建築だけでも結構、8件ぐらいあると思うんですね。今、そのうちの3件が出たんですが、この3件のうち、松小の大規模改修につきましては、先ほど言ったのは、設計監理はしてもらいます。させますし、ただ、国庫補助とかいろいろな絡みがございますので、後での会計対策として必要な書類が、まだ経験ということがございませんので、その部分については技術公社にある部分だけはお願いですというように二本立てで持って行ってますので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午前11時47分 休憩）

---

（午前11時49分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第27号、B&G海洋センター耐震補強工事の請負契約締結についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第28号 福井県市町総合事務組合の規約の変更について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第9、議案第28号、福井県市町総合事務組合の規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第28号、福井県市町総合事務組合の規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本年6月1日より福井県市町総合事務組合に、小浜市、高浜町、おおい町、若狭町の4市町で組織する若狭広域行政事務組合を加入させることに伴い、本規約の一部を変更することとなったため、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） それでは、議案第28号、福井県市町総合事務組合の規約の変更につきまして説明をさせていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成29年6月1日から若狭広域行政事務組合を加入させ、福井県市町総合事務組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

規約の一部変更につきましては、小浜市、高浜町、おおい町、若狭町の4市町が可燃ごみの処理施設建設を柱とする若狭広域行政事務組合の設立に当たり、福井県市町総合事務組合規約に「若狭広域行政事務組合」を加えるものでございます。

以上、福井県市町総合事務組合の規約の変更についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第28号、福井県市町総合事務組合の規約の変更についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時52分 休憩)

---

(午前11時53分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところをご参集をいただき、ここに全日程を終了しましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げ、平成29年第2回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、本臨時会にご提案申し上げました平成28年度一般会計補正予算及び税条例、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分、さらに松岡小学校南校舎棟大規模改修工事を初めとした3件の請負契約締結など、重要案件について慎重にご審議をいただき、承認や決議を賜り、まことにありがとうございました。

これから、行財政改革、防災対策、介護予防、日常生活支援、子育て・教育環境の充実、産学官連携の強化、老朽化インフラへの対応等、さまざまな課題に取り組む必要がありますが、議員の皆様や町民の皆様の声を十分お聞きして町政に反映できるよう、今後も努めてまいりたいと思います。

議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますよう

ご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時55分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員